

東大和市公示第 33 号

滞納者への国税徴収法第54条に規定された書類が送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び東大和市税条例（昭和26年条例第7号）第15条により下記のとおり公示する。

なお、国税徴収法第54条に規定された書類は市長が保管しているので、送達を受けるべき者の請求があればいつでも（土曜、日曜、祝日を除く）東大和市役所行政管理部納税課において交付する。

令和8年6月10日

東大和市長 和地 仁美

記

送達を受けるべき者の氏名	国税徴収法第54条に規定された書類の文書記号及び文書番号
大野 隆	大行納徴発第179号